

関係者 各位

主催大会における『写真および動画撮影に対する基本ガイドライン』について

一般社団法人日本学生卓球連盟
理事長 板垣 賢一

標記について、近年競技者の許可なく『肖像権』が多くの媒体に勝手に使用され、問題となるケースが増加しているため、私達「一般社団法人 日本学生卓球連盟」が主催する競技会において、明確なかたちでガイドラインを示すこととしました。今後も議論を深めてまいりますので、今回以下にお示しするものは、『大阪堺インカレ』用版と捉えてください。よろしくお願いいたします。

◎日学連内規 第8条「肖像権規程」

- 1、本連盟登録選手は、自らの責任において、自らの肖像等を企業等に許諾することによる商業行為および関連事項を実施することができる。ただし、本行為の取り扱いは、[公益財団法人日本卓球協会基本規程第4章](#)による。
——[競技者の権利についてJTТА基本規程のなかで守られる本人の権利](#)。
- 2、本行為および関連事項の実施にあたり、プレーヤー自身の名誉を傷つけたり、卓球競技の健全な普及・発展を妨げたりする事柄は避けなければならない。——[競技者を守るため主催者の責任を規程](#)。

——[JTТА基本規程第4章競技者—第36条（選手の肖像権）を以下に示す](#)。

◎JTТА基本規程 第4章第36条（選手の肖像権）

本協会の主催する競技会に参加する選手の当該競技会に関する肖像、氏名、略歴、似顔絵、アニメ、音声、署名等を使用する権利は、原則として本協会に帰属する。

——[競技者の権利についてJTТА基本規程のなかで守られる本人の権利](#)。

- 2、選手は、本協会または加盟する団体が自らのために広報・広告宣伝活動を行う場合、原則として無償で協力しなければならない。——[主催者の守られる権利](#)。
競技者の『肖像権』を守るのは『主催者』であり、具体的な対策は主催者が講じる必要がある。

以下に、『[日学連主催競技会場における写真および動画撮影に対する基本ガイドライン](#)』を示す。

【2024大阪堺インカレ 写真および動画撮影に対する基本ガイドライン】

一般社団法人日本学生卓球連盟

- ① 一般社団法人日本学生卓球連盟（以下日学連という）の主催する競技会では、2階以上のスタンドから競技者の写真および動画を撮影してはならない。一般客の方は競技者に対して、写真・動画の撮影はできません。ましてや、フラッシュ等プレーの妨げや、カメラスタンド（三脚）等、通行の障害となる備品の使用は厳禁とします。
- ② 基本的に報道の方は報道受け付けし、報道証を明示し、企業・団体・学校の責任ある服装、振る舞いで行動していただきたい。
- ③ 学校関係者は、大学新聞への自校の選手のプレー写真は良いが対戦相手等が明確に被写体の場合、対戦校に許可を取って掲載しなければならない。（学校新聞等）
- ④ 自校と対戦校の動画を撮影する場合、対戦校の許可をいただいてから撮影しなければならない。
- ⑤ 業界紙、新聞社は、掲載媒体を撮影被写体の代表者に伝えなければならない。
- ⑥ 2024年度の大阪堺インカレは、(株)ラボライブと日学連との契約により、大会運営システム協力、および全試合をライブ配信を依頼しており、これと競合する動画ライブ配信を禁止します。

以上